

新型コロナに負けない！『中小企業経営者のための資金調達』レポート

経営革新等支援機関・行政書士サポートオフィス横浜 発行

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策情報」について(3/6 現在)

3月6日現在、中小企業事業者向けに経産省系からアップされている窓口HPは以下の二つです。

＜経産省＞

新型コロナウイルス感染症関連

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

＜中小企業庁＞

新型コロナウイルスに関連した感染症対策情報

<https://bit.ly/2tY3r3d>

中小事業者様におかれましては、この二つの窓口を“メイン/入口”として情報収集して下さい。

「資金調達/資金繰り」対策について

3月6日現在、以下の中小企業向けの金融施策が実施されています。

- 1) セーフティネット保証4号・5号
- 2) セーフティネット貸付（要件緩和）
- 3) 衛生環境激変対策特別貸付
- 4) 金融機関等への配慮要請（リスク等）
- 5) ものづくり・商業・サービス補助金、続化補助金、IT導入補助金の優先支援
- 6) 雇用調整助成金の要件緩和

【重要！】【セーフティネット保証4号・5号】

信用保証協会が特別枠で保証をすることにより、金融機関から融資が受けられる制度です。

窓口は「信用保証協会、市区町村、取引先の金融機関」です。本制度に関しては、4号は全国対応、5号もさらに**指定40業種（宿泊業、飲食業など）**が追加されています。また、5号に関しては**認定申請の運用緩和**も実施されています。4号、5号に関しては融資申請の前に**市町村に「認定申請」**する必要があります。

＜詳細＞<https://bit.ly/39mAL3v>

【重要！】【セーフティネット貸付（要件緩和）】

窓口は「日本政策金融公庫」です。本制度に関しては「**売上高の減少等の程度に関わらず、今後の影響が見込まれる場合も含めて融資**」とされています。よって、現時点において業績が悪化していない、又は影響を受けていない企業においても

対象となるということです。

＜詳細＞<https://bit.ly/2TyWeQ8>

【衛生環境激変対策特別貸付】

本制度は「**旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業**」を対象としており、低利にて融資を受けることができます。窓口は「日本政策金融公庫」です。

＜詳細＞<https://bit.ly/2V0X7H3>

【金融機関等への配慮要請（リスク等）】

現在、政府から返済猶予等の条件変更等の要請が発信されています。しかしながら、**安易にリスクしないように**してください。リスクを考慮しつつ、まずは顧問税理士に相談してみてください。

＜詳細＞<https://bit.ly/2wuN13u>

＜詳細＞<https://bit.ly/2TKzD31>

【ものづくり・商業・サービス補助金、続化補助金、IT導入補助金の優先支援】

これらの補助制度に関しては、中小企業庁等のHPにて公募の案内がされます。

＜詳細＞<https://bit.ly/32Pvv5Z>

＜IT補助金＞<https://www.it-hojo.jp/>

【注目！】【雇用調整助成金の要件緩和】

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。現在、本制度は**特例が実施**されています。お問い合わせ先は、「労働局、ハローワーク、社会保険労務士」です。

＜詳細＞<https://bit.ly/2x9dqnI>

なお、保護者の休暇取得支援の助成金が新設される予定です。必ずご確認ください。

＜詳細＞<https://bit.ly/2VGKnBZ>

「どの制度を申請すればよいのかわからない」という方は、遠慮せずに担当窓口や取引のある金融機関の担当者に相談しましょう。また顧問税理士、資金調達の専門家も利用してください。

有事における施策利用の最大のポイントは、**できるだけ迅速に**相談・申請手続きをすることです。このような施策については、非常時においては**比較的審査基準が緩めになる傾向**があります。最新の**情報収集、迅速な対応**を心掛けてください！